

# 「須萬盛衰記」を読んで

会員内山英雄

はじめに

この「須萬盛衰記」（以下「盛衰記」と略記）は徳山の最北端須万の地を舞台に展開された物語である。「盛衰記」の冒頭に「昔は須磨の都を喰られしと、今は貧乏したる物語り」とある。内容は先ず須万の地名の由来にはじまり、室町末期から江戸初期における須万の世話役による統治のことなどが述べられているが、話題の中心となるところは、元和三年（一六一七）に徳山藩（下松）の成立当初から明治四年の廢藩に至るまで須万は徳山藩領として存続した時のことである。隣村の金峯、須々万、中須は元和七年（一六二一）に本藩に返されている。なぜ須万を徳山藩が手離さなかつたのであらうか。この疑問について考察を進めてみる。

## 一、和紙と農民

須万を徳山藩が離さない理由、それは須万には特産の楮

がよく生育し、これによって和紙が生産され、それを大阪で販売することによつて、多くの収入をあげ藩の財源を獲得したからである。「盛衰記」が著作せられたのは「宝暦七丁丑（一七五七）仲冬開板作者無名氏」とあるから徳山藩成立以来約一四〇年を経過している。この長年月の間に和紙の生産にも幾度かの盛衰があり、藩財政を圧迫することもしばしばであった。須万は元来山崎の地であつて、米麦の少い村であり食うに困るところに、家内工業的な和紙生産を強制し勝であつたから、百姓の苦労は並大抵ではなかつたようである。

この「盛衰記」ができた年代までに、須万の百姓は二回（寛文一〇年）までも一揆を起こした。初めの時は栄谷で慰留されたが、次回は藩庁まで押し出し強訴したので首謀者に逼塞を命じている。

## 二、「盛衰記」の著者について

ここまで追いつめられていたこともある須万の百姓の実態を間近にみつめて、「盛衰記」として著作したのは一体誰であろうか。作者は前述のように無名氏とあるから知ることがなか／＼困難である。

徳山市立図書館叢書第十八集「須萬盛衰記」の解説には次のように述べられている。「作者は不明であるが、紙に関係した下級役人ではあるまいかと思われる。宝暦五、六、七と打ち続く楮および田畠の不作で、須万村が疲弊と困窮のどん底にあえいでいるとき、これを目のあたり見た作者が、村民に同情して、何故このように困窮するのか、過去三、四〇年の自己の見聞に照し、実情を明らかにしようとしたものと思われる」と述べられているが、筆者は「盛衰記」の中に次の文があることに、作者ははたして下級役人であつたであろうか或いは他の職業の人物ではなかろうかと興味をもつた。文中なかほどに

〔憤〔おこ〕れながら諸士様方ハ風雨水の御捐なく御知行御請取成され候へ共、年により病難不慮之儀御座候時ハ御借銀出来、兼而之御積りも違有りと。これニ依りてハ來年中の御扶持方御売払、先(づ)当分御しのぎもなされると。百姓ハ年切之作分のごとなれば、風雨水之難に逢申す時ハ余ほど之迷惑仕、御檢見願申、御捐出来申候へバ地

こうまで追いつめられていたこともある須万の百姓の実

下二ハ作手間入たし、飯料引当御座なくとの事也】

とあるように、惶〔おぞ〕ながら諸士様と記述されているあたり下級役人というよりも、長年須万に居住して百姓の実情に通じた僧籍の人ではあるまいかとも考えて見たが、これも確証はまだない。もし下級役人であるとしたら足軽、中間級の人と思われる。何れにしても作者は日本の歴史にもあかるく、須万の地理を知り百姓の生活実態をよく観察した、具眼の人物であるように思われる。

「盛衰記」の終りの章に「須万ハむつかしい所故、先年よりわづか之所へ別に御役人差し出されしと、世間の咄と。人間のむつかしいでハ御座りますまい、御物成方、南方トハ御法ちがひ、御取立むつかしいゆへにてハ御座りませぬかとの説もありと也。右口伝も御座候。爰は此道理、そこはこぶと申事が御座候由」とまことに巧妙に第三者として見聞したようにして、須万の百姓に同情し、藩当局を軽く批判しているところに作者の苦心がうかがえる。

### 三、須万の貢租石下げ

〔徳山市史 第五章 須万村造紙〕のところにある紙一丸分値段基準をみると

一 内訳

御仕入銀四十七匁五分

十六匁五分

田地一反

石高三石三斗分  
石別五匁の割り

十五匁六分  
畠一反

石高一石分

十五匁四分  
楮方

石別十五匁六分の割り  
石高一石一斗分

石別十四匁の割り



石下げる碑

百姓は以上の御仕入銀に対する紙を漉き立て上納する。藩はその請紙を大阪に運送し、御仕入銀に四割の運上を掛けて売り払うが、それは標準価格であつて、通用銀四七匁五分の御仕入銀は、半紙として正銀六六匁五分となつて、藩の収入に組み入れられるのである。もし売値があ

運上銀四割に達しないときは、百姓はその償いをしなければならない。もしまだ四割銀以上の差銀があれば百姓に下げ戻されるのであつた」

とある。この事について更に掘り下げて考えて見れば、この一丸の値段の基準となる田畠等の生産高で、田地一反石高三石三斗分であるが、四斗俵にして八俵と一斗ということになる。

こんな高石は野上や富田あたりでもあまりないと思われる。全畠石も須万でこんな高石生産は困難である。楮の方は楮五釜分を一石一斗としたそうであるが、実際に楮を生育し伐採から金入れの作業までの、農家の労苦は計り知れないものがある。これらを基礎に半紙一丸四七匁五分が割り出され、更に大阪に運送される時は、四割の運上銀一九匁を加えて計六六匁五分で売られることになる。この大阪での売値が仮に七〇匁五分であった場合は、四匁の差銀がもらえるが、六二匁五分で売られた場合は、四匁の不足分を農家が負担することになったのであるから困窮したのである。

右の楮石の事について徳山藩成立のころは、須万村に対して田、畠、楮とそれぞれの物成、小物成に相応する上納をさせていたがこれを楮石一本の仕方にしている。「徳山

市史年表」によると寛永二〇年（一六四三）に須万村の田租を免除し、代りに紙を上納せしめることがあるから、以後紙のみによる上納になつたようである。そうすると百姓は精を出して紙の生産に励むからである。そのため紙値段の裏付となる田畠楮の生産高を、最大限に見積つて一丸分の値段を算出したのである。藩府も紙の生産については、過重の要求をし、脇売（ぬけ紙）も出来ないようとする政策をとつたのではないかと考えられる。

元禄のころは差銀もかなりあつて、百姓の生活にも、少々ゆとりがあつたそうであるが、享保年間になると大阪において紙の値段は下がり、これを百姓が負担するのであるから百姓は没落していった。

このあたりの状況を「盛衰記」は次のように述べている。「右ニ申御紙売下ヶ銀上納不足、前方より御藏本ニテ借用銀・地下借銀元利つどい、諸事差しつどい、楮ハヘリ傍輩かづき多出来、終ニハ其村惣つぶれに成り候村これあり、田畠荒所ニモ仰せつけられ難く、御藏元より米銀御貸し下され、新百姓御仕居など仰せつけられ候へ共、村々共ニ次第くに衰へ申ニ付、地下よりも段々御歎申上候由。然所、享保十七年田方虫枯ニ付、飢死つぶれ者多、田畠荒地出来、亡所ニモ相成可く段、御代官様より委細

仰せ上げられたると。御講談之上、大御目附様須万村差し越され、村々田畠の趣、人家迄も、御見分之上、楮・樹木・田畠浮役銀御物成高分内式拾貰目御引、田畠之石懸ヶ不同もこれある由ニ候へバ、今石わりニ而ハ廉直ニこれある間じくと、穂野岐別御見分仰せつけられ候…」

と右の文中にある御物成高式拾貰目御引とあるのが、須万の百姓にとつては望外の喜びであつたと思われる。

現在須万田原に「石下げる碑」があるが、当時の喜びを記念して建てられたのであろう。銘には次のように刻まれている。

「 享保十九廿卯□歳破損不明  
須万中田畠石下ヶ

寅十一月

都合御代官

光井五郎右衛門

御下代藤井六右衛門

御目付山部平左衛門

庄や福田三郎右衛門

畔頭勘右衛門

』

この碑が建立されて約二〇年後「盛衰記」が著作せられ

たことになるのであるが、この間にも米麦は勿論楮の不作があり以前にも増して農民の困窮は甚だしかつた。それ等の実状をよく調査観察して詳細に記述されているから作者の慧眼に驚く。

#### おわりに

「盛衰記」を書写したものに「須万物語」がある。これは新丁山田宇右衛門（二〇石徒士）が「天保十四年正月十五日写之」とある。両書共山口県文書館の蔵書となつており島田乾三郎氏の寄贈である。

昭和四七年三月六日徳山市立図書館が「盛衰記」の原本を解説して発行している。筆者は原本の閲覧並びに徳山図書館発行の「盛衰記」を読む機会を得ることができたが、原本の解説及び解説は当時の徳山図書館長国沢左奈為氏であつたということである。なか／＼御苦心されたそうである。

須万の近隣に居住する者として之を読んで異常な感動を覚えた。「盛衰記」はかなりの長編で、難解のところもあるが、ほんの一端並びに関連の解説を困苦の状況把握の参考資料として添付しておきたい。

（平成五年九月二五日例会発表）

資料1 須萬盛衰記（抜萃）

第一 昔は須磨の都を喰られしと、今は貧乏したる物語

り

比は文治・建久の時なるか、源平の戦に平氏長州赤間が  
関にて亡び給ひし後、源の中納言雅頼も海に沈み給ふ。其  
子秋月丸、都より跡をしたひ赤間関へ來り給ふに、はや跡  
方もなく亡び給ひ、尋ねべきも問ふ方もなく、すご／＼又、  
都へ帰らんとて此紀の村に迷ひ来て、つかれてやどゞまり  
給ふと。地下の者どもいたわり、柴の庵をむすびすませし  
に、歌をよみ詩をつくりたまふゆへに地下人等敬ひ、御所  
くと申ならわしたると。此人むかしハ須磨の都に住みし  
に今ハ此山奥にすまゐする。

須磨と名づけ都の名をうつさんとすまとよばせ、釈迦堂・  
弥勒堂など建立ありしと。今、上長谷の御所の谷とい、伝  
へありと。いつの比よりからか須磨のまの字を萬の字にか  
きかゑしと。昔ハ今の須々万・中須・広瀬までもすまの内  
なりしと。……

(略)

一、御分地の時は三千石余の内、件之金峰村を千石余差し  
返へされ、残り武千石余之所御検地有り。正徳二年迄ハ度々  
新開御改め、石添、中増になりたる時もあり、一先六千石

余になりたると。水捐・崩入等ありて永否、当否の御沙汰  
もありたると。享保十九年御改め、今四千七百石余ニ御座  
候由。……

一、須万の山中浴々谷々平地にてもなくさげしき田畠、高  
石にはなぜなされたるやと今問答して見るに、新開するに  
山奥故土地こゑふくれ、新土あるほどハ作物能出来て、毛ヶ  
上を見て其時之御役人石懸ケ有りたと思慮せられ候。浴々  
谷々さげしき土地追々土ながれて、そこの石になり、作物  
不出来に成り、今に於てハ高石にて御物成米銀備り兼申と  
なれど、左之楮あれば諸事整たると也

(略)

一、玖珂郡……紙余分出来申ニ付、御米御藏へおさめず、  
銘々紙受に仕故、御米藏も無用ニ付おとさせ成されたると。  
銀之御仕入も初、わづかなりしに、只様とまし、百貫目之  
餘ニもなりたると。紙漉迷惑仕と御断申、減りたるとも申  
候。右之時ハ御見取紙四千丸も、脇壳千丸も漉出したると  
なり。

一、中比、楮餘ほどへりたる年あり。御紙を以上納得つか  
まつらずと歎申上、御米召上られ、徳山浜崎江一俵三斗入  
にして津出し仰せつけられたる事もありと。此儀一年とか。  
又楮出来て御紙を以納候由。

(略)

一、延宝・天和の頃共か、紙売下（レ）ゲこれ有ほどの事。紙を地下ニて売り下直、作物不熟、悪年にて飢死もこれあり、

百姓多つぶれ、其跡の田畠多とり取置たるもの、後年売上（レ）ゲ出来たる時ニ仕合せたると。かづき多出来て、百姓山あがりして小村切の襲（アキ）と定りたると也。庄屋不心得にて、須万中惣裏ニするといふにより、騒動したると也。

一、元禄年中、宝永・正徳の比までも楮盛り、銀通用能、後年之事を思ハずおごり、此時百姓家ふとく多出来、藏も造り、牛馬數多、作も能、情（シテ）を出したると。近年とむかしと引合して見れば、五歩方迄も能家ハなく、牛馬も餘ほどへり、馬ハ別け而へり候と。近年までニ、藏・家財・遣（ツカヒ）道具売払、牛馬減り、田畠やしないもたらず、手前貧（マサシ）く成り、飯料なき時ハ次第ニ零落（ゼンロク）と也。

(略)

一、地下借銀多……享保十年十一年頃紙を五（メイ）歩と申ニかり立候と也。……(紙)一丸代四十五匁、五割そへ六拾七匁五分、是江三月より十二月迄武歩利付十三匁五分、元利合せて八拾壹匁也。……

須万中五百丸もかり候時ハ、廿貫目余づつも迷惑と也。後日ハ思はずニ当分之取り渡りニ（レ）かり終には田畠家屋敷とら

れ、人家へり、作付疎ニ相成、小村惣つぶれニ成りたる所もありと也。

(略)

一、楮追々へり、御紙漉出しニ百姓追々つぶれ申段御歎申上、御讀談之上、御仕入都合七拾四貫五百五十（メイ）之内、廿四貫五百五十目御引下され候由。此頃御見取紙大坂ニ而下直ニ付、御仕入仰付けられ候而も御徳用ニも相成申さずとの事也。……

(略)

一、楮へり候段……去々亥の年の悪風楮之毒にてありたるや、楮かぶくさり多く見へ申候と也。惣而楮のすゑと思ますハ、三四十年も以前ハ、十月に楮さし置候に能つき、翌年（セイニヤ）め出て苗と成り候ニ、廿四五年己來さして見るに一つとしてつかず、近年ハ能苗植てもさとりおそく、生立かね申との事。去々亥のとしの楮（シテ）なへ去子春（チホ）うへたる者之咄（ハナシ）、十本之内一、二本つき残りハかれたるとの事也。

(略)

一、むかしハ山畠に大小豆・粟・稗・芋等能出来申候。須万の百姓ハ雜穀ニ而渡世するゆへに、飯料之たし御座候所ニ、件之通近年ニ而ハ山畠ニ大豆・粟・芋得作り申さず、猪・鹿ぐい申候。尤おいはらい仕と候ても浴々谷々少シ

つ之所、何ヶ所ももりやかけ申様ニも得仕らず、家近カ之  
畠計に少々づつつくり候てハ飯料之足シに届兼申と也。作  
人によりむかしよりハ作向念を入つくる者もあれど、土  
地の性よわく成りたるや、むかしの咲聞(はな)てハ四歩一も出来  
申さず(居)。こへたる土ながれうせてやせ土に成りたるゆへ  
か。作人も次第(く)に性力弱く成、むかしの者はたらき  
たる咄し聞てハ、此畠祖父ハ一人役ニてうちたと、父ハ四  
人役ニうちたと、孫ハ六人役ニも得うたぬと。……

(略)

一、楮ケ様にへりては……南方に而は二月よりハ田作付之  
支度仕候と。須万之者ハ御紙漉出しに二三月迄も手間懸り、  
紙すき仕舞候へバはや楮中打之時節ニ成、五月ニなりて俄  
ニたがやして作付仕候故、稻も不出来ならんとの事也。畠  
石も南方ニ引合て見れば高石ニ御座候由。南方ニ而ハ麦作  
之うれ前、中江夏作之大小豆うゑ、夏作りして其跡へ秋作  
の蕎麦(そば)・大根(だいこん)うゑ、其跡へ麦まき付相成候ニ、所ニハよる  
べし、一反ニ麦貳三石出来、大小豆も一石も一石五斗も出  
来、そば・大根(だいこん)も能出来申ニ付、夏作の大小豆壳候へバ畠  
銀ハ上納相成り、蕎麦・大根・麦作之分百分性の渡世の飯料  
と成候由。須万ノ畠山おく畠々浴々谷々さげしき寒所故、  
麦作秋作(ばかり)計、麦かりあとへ大小豆の類蒔付申ニ、件之通

猪・鹿くい、家近へ南方之まねして麦の中ざしよりつくり  
て見れども春ハ遲ク暖氣ニ成、秋ハ早ク冷て三作りハ却損  
となり申と。……

(略)

一、百姓ハ手間……川の辺り崩れてもすて置けバ次第(く)  
ニほれ候て現田畝せまくなり、畠はとり打せず、かり込み  
せず時は土ながれ失せ荒地になり申と。……楮ハ木のごと  
くしゆご龜相(あらまし)でもよかりそふなものなれど、手入をして草  
能退(よの)ケかぶくさりなきやうにする時ハ肉多く、手入荒増之  
分ハ皮薄く紙すくなきと也。……

(略)

一、南方暖氣の所、田畠作物能みのり申所ハ年々餘りあり  
て、凶年之用心も出来申すべく候得共、須万山おくのもの  
ハ、秋田うれ候へハ紙をすいて備へんと先、夏のつかれを  
はらさんと、なまうれの時よりもくい申と。大小豆・蕎麦・  
粟・稗・いも・大こんを飯料と引当申ニ、年により不熟之  
ものある時ハ其引当かげ、飯料不足春ニ成飯料なく、葛根・  
しろう・わらび・ところなどいふものほりて命をつなぎ、  
麦の熟するを待かね、なまうれの内よりくい申候と。……

(略)

一、御見取紙一丸仕立手間入之事

楮一番しゆご五人役より十五人役迄、式番しゆごも同断少々  
増入申候。念を入ル時ハ三番しゆごも入申候事。きりむし  
五人役より十五人役迄、そぶり煮迄十四五人役、漉立ほし  
御見取場へ出候までなわ・こも手間共ニ凡三十人役より四  
十人役迄。

以上六十五人役 能畠、楮ふとく出来、紙漉ほし上手の

分

百十五人役 さげしき畠、楮こまく手間入、紙すき

ほし下手不調法者之分

右大抵、宿ニ而整候儀ハ、朝夕の間相、夜中整候故件の如  
し。新に夫役してハ右之通ニ而ハ整申間敷との事也。新ニ  
紙漉道具こしらへて見れば、こが・釜・たたき板・船・す  
かせ・干板・机・鎌中之分、凡六七八十日も入申との事也。  
一、小百姓 夫婦ニ幼少之子供三人、是ハ農業得仕<sup>つかまつ</sup>らず。  
夫婦ハ雜穀交り壱人扶持方宛ニしめ、子共<sup>供</sup>三人日別壱合宛  
ニして

右之飯料四石六斗八升

内

田方ニ米壹石ほど作り、御年貢八斗納り候へ共、御紙ニ  
請当分よりくい申分<sup>(き)</sup>  
田畠ニ麦七斗ほど、

稗三斗ほど、

大小豆式斗ほど、

そば式斗ほど、

以上式石四五斗、

右差引式石式斗余不足、

是いも・大根を以飯料に仕候得共不足と。右雜穀交り  
故、不熟の時は引当違ひ申と也。

(略)

一、御仕入現銀、年切ニ銘々手前江請取申積り件の如クニ  
御座候へ共、現銀受ニ而ハ不足ニ付、当暮受候御仕入銀引  
当ニしめ借銀仕取渡り申所ニ、利足<sup>(きよ)</sup>の弥増 楷只様とへり、  
借錢まし申故、御仕入引当借銀ニ而ハ足り申さず。米受ケ  
の、紙受けのと、当秋作り立申作物を引当取渡り申との事。  
然バ、来年之御物成引当を今年へ引こしなりと。秋ニなれ  
バ右之米受整候へバ、はや飯料御座なく、内傷<sup>(うけ)</sup>ハ余ほど之  
つかれ。右之くりまさニ而只様／＼とおちぶれ申由ニ御座  
候。……

一、秘密尾・峯畑、畑作計ニ而田作ハ少も御座なき者も、  
夫婦ニ二人三人の子共<sup>(子供)</sup>これあるものも、秋ニ成ても田方こ  
れなく、雜穀くふており、楮うれむして売候へバ米少しづ  
つも買候と。楮へりてハ賣方相ならず、雜穀不熟なれバ飢

へ申との事也。右の外、田原・横敷・小田原其外之村ニも  
畠作計之小百姓は同断との事也。

(略)

一、累年地下〔去々年〕之惡風ニ楮いたみ、田畠之不作二  
而去春より米高直〔値〕、あら麦一匁ニ一升六合かへ、熟年ニ而  
故、色々借銀仕、諸道具着物等まで質物、或ハ売払取続仕  
候所、去年分之楮大へりニ而、田作も宜しからず諸事差問  
たると。去年葛ね〔根〕・しろう・わらび余ほどほり申ニ付、当  
春ハ葛根・しろうもすくなく、故ニひこばへまでほり、米  
錢かり方ハ相ならず、質物売払ニ仕ものも御座なく、方便  
ニ絶たるもの多との事なり。去暮ハ寒氣強ク土地もしみく  
ずれ、楮のほどハしぬねど、外之作物ハ熟年でも御座りま  
せふなれど銘々かつゑ、いき延ても力弱く、作付おもふま、  
にはゑせぬ時は、又よそのよい咄〔通〕し聞ておるであらふとい、  
しと。麦も寒ニいたみ、毛上みのりすくなきとの事と。今  
年の秋ハ田方ハ所ニよりみのり能、畠作は五分でハ御座り  
ませふが右之困窮〔者〕ハ不作との事也。第一之楮去年より  
も又へりて、人別十方ニ暮ておりますと也。

(略)

一、累年地下〔去々年〕之惡風ニ楮いたみ、田畠之不作二

半紙一丸を漉くには、木楮三六貫（一三五kg）をもつて  
一釜とし、一釜の楮を蒸して皮をとり皮（苧）楮六貫（六  
六貫）を得、三釜分（一九・八貫）約二〇貫をもつて半紙  
一丸を漉くものとした（「防長産業の歩み」より）

#### 資料3 和紙の単位

半紙一帖二〇枚 一束二〇〇枚 一締二〇〇〇枚、六締  
一二、〇〇〇枚を一丸とする。（「防長産業の歩み」より）

但し美濃紙四締八〇〇枚を一丸とした（「広辞苑」）

#### 資料4 德山市史年表（抜萃 須万関係）

寛永二〇年（一六四三） このごろ須万村の田租を免除し、  
代りに紙を上納せしめる。  
寛文一〇年（一六七〇） 須万村の百姓百人一揆を企てる。  
これを糞谷で慰留する。

正徳三年（一七一三） 諸物価騰貴のため須万村百姓中へ  
心付米二〇〇俵、生活困窮者へは別に救助銀三〇〇枚を  
給付し、前年より預り中の紙指銀の内を以て銀一五貫目  
の返納を命ずる。

正徳四年（一七一四） 五月是月酒および紙買受商人の須  
万村立ち入りを禁止。

十一月須万村の百姓三七〇余人一揆し德山城下へ押し出  
す。十六日その責を以て鶴岡五郎左衛門父子に逼塞を命

する。

享保一〇年（一七二五）須万村長谷出火、二三軒焼失。

享保一四年（一七二九）八月是月須万村百姓中ヘキリシ

タン禁制、徒党強訴の禁止、製紙・風俗等につき法度を

公布。

享保一八年（一七三三）十一月是月須万村の百姓困窮に

つき御仕入銀を五〇貫目宛に減少する。

享保一九年（一七三四）十一月是月須万村百姓救済のた

め物成・運上を減免。

元文五年（一七四〇）五箇村紙の大坂取引値段につき大

坂紙商人より値下げの要求あり、よつて須万紙と別値段

扱いとする。

延享三年（一七四六）須万村宮ノ原より出火、民家八一

軒焼失。

寛延元年（一七四八）須万村東松室庵<sup>あん</sup>出火、本尊觀音脇

立毘沙門、不動、薬師如来焼失。

宝曆五年（一七五五）前年度分未納紙の代償として須万

村に當用銀を課する。

安永三年（一七七四）須万村檢使役を創設。

安永七年（一七七八）七月是月須万村百姓一揆。

天明七年（一七八七）須万村代官役を廢し押役を置く。

寛政一一年（一七九九）須万村押役を廢し代官役を復活。

文化一四年（一八一七）須万村百姓饑扶持を給与する。

文政六年（一八二三）須万村宮ノ原大火、七六軒焼失。

文政九年（一八二六）須万村代官役を廢し藏本兩人役の

支配とする。以後もしばしば改廢あり。

文久元年（一八六一）須万村宮ノ原出火、二五軒焼失。

元治元年（一八六四）須万村紙・五箇村紙ともに他所売

りを嚴禁する。

#### 資料 5

都濃郡内小成物石高	（茶、楮、桑、漆、柿、蜜柑等）	河内	六、九二九	豊井・相島	一九、四〇六	瀬戸	七、六二九	未武・生野屋	七、七五〇	温見	三、七一四	切山	一、五四二	山田	二、六三五	大藤谷	○、一八九	久米・栗屋・讓羽・串浜	七、三五九	矢地、福川	七、六〇四	富田・大津島	一一、二五六	温野	三八、三三四二	長穂	五、三八六	四熊	二五、六四一	小畠・鼻瓦	二、七二六	大道利	九、三七六	筋地・河井	六、八四八	川上・中野	二四、五一六
-----------	-----------------	----	-------	-------	--------	----	-------	--------	-------	----	-------	----	-------	----	-------	-----	-------	-------------	-------	-------	-------	--------	--------	----	---------	----	-------	----	--------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	--------

の住僧で幼くして佛家に入り、壯年の頃から觀音を信じ、三年間に三十三回札所巡りを行つた。そして古事來歴を調べ、途の遠近を記して、版にし後人のために残したいと考えた。

その頃、当郡須万村の大丈夫福田彦三郎吉は、齡不惑に及び觀世音を信じるようになり、慈闇の厚信を感じ、志を一つにして今世、後世の巡礼の伴侣とすることを願つたである。

又「手引」の奥書には、須万村の福田三郎右衛門は版木を作り印刷をしたが、その費用にと母が自分の衣服を売つて資金の足しにあてたとある。

この版木は享保七年（一七二二）に熊毛郡平生町の岩國屋長吉が彫刻し、玖珂郡二井寺山の経蔵に奉納した。

話は一転して、先年須万田原の松原家邸内で、石下げの碑が発見された。これに享保一九年（一七三四）の作で、都合代官 光井五郎右衛門、庄屋 福田三郎右衛門の名が刻まれている。

当時、須万では米の代りに、全部和紙を上納することになつていた。米に換算すると、寛永二年（一六二五）は四三三二石であったのが、寛永六年には六七六六石に増加されている。

須万の地形や気候から考えて、農民の生活は益々苦境に陥り、農家の三分の一が離村するにいたつた。それから約四〇年後の寛文一〇年（一六七〇）、遂に農民一揆が起り約三五〇名が集団をなして栄谷まで出向いて來た事件があつた。

その後約三五年後の享保一九年に、時の都合代官及び庄屋の懸命な努力によつて、四七三八石に石下げ（減税）となつてゐる。

この時の地元の庄屋福田三郎右衛門は、前述の福田彦三郎吉が庄屋になつた時、改名したものだと、僭越ながら筆者は推測してこの稿を終る。

（平成五年二月一三日例会発表）

（P. 26 からつづく）

須々万・下谷 七九、五三八二 中 須 四五、四五二四  
須 万 七三三、七一六 大 向 五、八五五

賀 野 三八、三一八

（「寛永二年防長両国検地村別石高表」  
〔徳山大学論叢〕第一三号より）